



NEWS LETTER 2022①

2022年9月1日発行
佐賀消費者フォーラム
理事会
Tel.0952-37-9839

1

2021年10月20日消費者のつどい開催 「ネット・SNS消費者被害から子どもを守る～来年4月18才成年引き下げを前に～」

2022年から始まる成年18才への引き下げを前に、法律上の未成年保護と引き下げの改正点を福島和代弁護士が、若者に特徴的なネットでの消費者トラブルの事例を消費生活相談員の徳永智子相談員がお話しました。また佐賀県による若者向け啓発パンフ「18才から大人!」も紹介されました。今回の成年引き下げによって社会経験と知識が不足している若者が、ネット購入とSNSによる悪徳商法の被害に遭わないように、大人から子へ伝えるポイントを学びつつ、学校での消費者教育の重要性も確認しました。一般参加者、生協関係者、消費者相談員などから27名の参加がありました。



2022年7月22日 消費者セミナー開催 「適格消費者団体と差し止め請求訴訟を知ろう」

佐賀県弁護士会館とオンラインにて埼玉消費者被害をなくす会理事長・池本誠司弁護士を講師にお招きして、一般消費者、消費生活相談員、弁護士などから39名の参加がありました。池本弁護士からは、適格消費者団体による法令違反行為の是正申し入れと差し止め請求訴訟を行う意義と、差し止め請求訴訟で勝訴・敗訴した事例の検討と課題を話していただき、今後消費者団体としてどんな取り組みが必要かを提起いただきました。裁判官に、適格消費者団体の行う差し止め訴訟の意義、消費者被害の防止の必要性、個別訴訟との違いを積極的に強調していくことなどを求められました。



【開催のご案内】第11回消費者のつどい

知っていますか？ ネット広告のからくり ～ネット広告の問題点と規制、定期購入の表示ガイドライン～

WEB (ZOOM)
でも参加できます。

講師 岩本 諭 氏 (佐賀大学経済学部教授)
古賀 洋子氏 (消費生活相談員の会さが)

日時 2022年10月19日(水)10～12時
会場 佐賀商工ビル7階 佐賀市民活動プラザ大会議室
問い合わせ・申し込み [※申し込みフォーム⇒](#)
TEL 0952-37-9839 FAX0952-37-9859
E-mail scf@forest.ocn.ne.jp



【活動日誌】

令和3年度 11月～令和4年10月

- 2021年
11月15日 第1回理事会
12月6日 令和3年度定時総会
- 2022年
1月17日 第2回理事会
2月4日 佐賀県消費生活審議会
2月2～5日 佐賀市消費生活フェア
消費者110番、啓発活動
3月12日 第11回適格消費者団体連絡協議会
3月14日 第3回理事会
3月31日 消費者テキスト
「みんな消費者2022-23年版」発行
- 5月16日 第4回理事会
7月11日 第5回理事会
7月22日 消費者セミナー
「適格消費者団体と差し止め請求訴訟」共催
7月26日 佐賀県消費生活の安全安心対策会議
- (予定)
9月3日 第12回適格消費者団体連絡協議会
9月12日 第6回理事会
10月19日 第11回消費者の集い
「知っていますか？ネット広告のからくり」開催

会費納入のお願い

令和4年度（令和3年11月～令和4年10月）の年会費納入は10月15日までに振り込みをお願いします。
《振り込み先》
佐賀銀行 鳥栖支店 普通口座番号 2044650
特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム

検討委員会 事業者への申し入れ活動

事業者	申し入れ内容	結果
書籍出版 A社 H29年9月～	書籍を継続購入して完成する模型の価格表示が、景表法の有利誤認に当たり、改善を申し入れ。	回答後改善不十分のためR4年6月再再申し入れ。7月回答で改善予定。
携帯電話 L社 R1年10月～	故障交換時の貸出機の破損による違約金請求の規約について、消費者の利益を損ねないか、問合せ書を送付。	R3年12月回答書が届き、今後の再申し入れについて検討中。
保険コンサル L社 R3年9月～	火災・地震保険の請求手続きを支援するサービス契約内容について、消費者契約法違反等による改善申し入れ。	R3年9月申し入れ書を送付し、10月回答あり、営業中止する旨。
エステサロン M社 R4年6月～	サービス期間の中途解約の定めが特商法に反し消費者に不利な条項となっており、改善を申し入れ	R4年6月申し入れ送付。8月末回答要請。

この間寄せられた消費者相談・被害情報

- コロナ禍で結構式場をキャンセルしたが、38日前40%でキャンセル料が高い。調停裁判を申し立てたが相手が出頭しない。
- コロナ禍で格安航空券の予約をバウチャーにして延期してきたが、事前連絡なく、打ち切られた。返金もしくは再延長を要求したい。
- 司法書士と任意整理契約をネットで契約、10日後解約を申し入れたが、あまりにも高い違約金を請求された。
- 脱毛エステ24回の契約をしたが、サービス期間含め3年の契約なのに、1年間まで中途解約を認めないのはおかしい。⇒申し入れ済
- 買い物依存症の妻が、着物・バッグ・宝石等をきもの販売業者2社から計1300万円購入。契約無効による返金を交渉するも1社1000万ほど返してもらえない。
- 洋服ファッションレンタルのサブスク契約での中途解約料100%の規約があるが、消費者契約法に反していないのか？
- 化粧品ネット販売。定期購入を表示せず、いつでも解約OK、10分間のクーポンセールで誘引されて高額な契約をさせられた。⇒申し入れ検討中
- クレジットカード支払いの延滞によって一方的な手数料変更がなされた。消費者契約法10条の消費者の利益を一方的に害する規定で無効を主張したい。

2021年9月
～2022年8月



2022年6月より改正特定商取引法が施行され、定期購入の表示ガイドラインができました。

お試し価格で誘引し消費者の意に反して定期購入を契約させる（いわゆる「詐欺的定期購入」）を規制する特定商取引法の改正が施行されました。適切・不適切な広告を例示した「表示ガイドライン」も消費者庁が公表しています。定期購入に関する改正のポイントは、注文確定画面に「1回限り」か「定期購入」かを、1回目お試し価格だけでなく2回目以降の価格を併記、解約方法等を明確にわかりやすく表示すること、誤認させる表示で契約した消費者は契約を取り消すことが可能になりました。消費者としても、ネット契約においては、広告表示を注意深く読み、スマホの注文確定画面等のスクショなどを残すなどを呼びかけています。